

福岡県地域防災計画（事故対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第1編 海上災害対策編</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 船舶の安全な運航の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 第七管区海上保安本部</p> <p>第七管区海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図るとともに、機会をとらえ、危険物受入施設関係者に対する管理体制の充実・強化及び船舶乗組員に対する安全運航、安全確認等の各種指導を行うものとする。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 海上交通環境の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 第七管区海上保安本部は、航路標識の整備・老朽化等対策を行うものとする。</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 市町村</p> <p>市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>また、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>5 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節 (略)</p>	<p>第1編 海上災害対策編</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 船舶の安全な運航の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 第七管区海上保安本部</p> <p>第七管区海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、情報提供等の体制の整備を図るとともに、機会をとらえ、危険物受入施設関係者に対する管理体制の充実・強化及び船舶乗組員に対する安全運航、安全確認等の各種指導を行うものとする。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 海上交通環境の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 第七管区海上保安本部は、航路標識の老朽化等対策を行うものとする。</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 市町村</p> <p>(1) 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>(3) 市町村は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>5 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節 (略)</p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県地域防災計画（事故対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第3節 第1～第4 （略） 第5 ボランティア活動の支援 県は、油等流出発生直後から、市町村、福岡県NPO・ボランティアセンターと連携を図りながら、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等のボランティアに関する情報収集に努めるとともに、その活動を支援するため、「基本編・風水害対策編第3編第1章第7節 災害ボランティアの受入・支援計画」により必要な対策を実施する。 第6～第8 （略） 第4節～第7節 （略）</p> <p>第4章 （略）</p>	<p>第3節 第1～第4 （略） 第5 ボランティア活動の支援 県は、油等流出発生直後から、市町村と連携を図りながら、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等のボランティアに関する情報収集に努めるとともに、その活動を支援するため、「基本編・風水害対策編第3編第1章第7節 災害ボランティアの受入・援計画」により必要な対策を実施する。 第6～第8 （略） 第4節～第7節 （略）</p> <p>第4章 （略）</p>	<p>実態に即した修正</p>

■福岡県地域防災計画（事故対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第2編 航空災害対策編</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 市町村</p> <p>市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>また、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>5 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節～第5節 (略)</p>	<p>第2編 航空災害対策編</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 市町村</p> <p>(1) 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>(3) 市町村は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>5 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節～第5節 (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県地域防災計画（事故対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第3編 鉄道災害対策編 第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 第1 災害情報の収集・連絡 (略) 1～2 (略) 3 市町村 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>また、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>4 (略) 第2 (略) 第2節～第5節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	<p>第3編 鉄道災害対策編 第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 第1 災害情報の収集・連絡 (略) 1～2 (略) 3 市町村 (1) 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、<u>関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>(3) 市町村は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>4 (略) 第2 (略) 第2節～第5節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	<p>7</p> <p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（事故対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第4編 道路災害対策編</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市町村</p> <p>市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>また、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節～第7節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	<p>第4編 道路災害対策編</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市町村</p> <p>(1) 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>(3) 市町村は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 通信手段の確保 (略)</p> <p>第2節～第7節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	<p></p> <p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県地域防災計画（事故対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第5編 危険物等災害対策編</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市町村</p> <p>市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>また、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節～第9節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	<p>第5編 危険物等災害対策編</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市町村</p> <p>(1) 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>(3) 市町村は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節～第9節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県地域防災計画（事故対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第6編 大規模な火事災害対策編</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>1 県 (略)</p> <p>2 市町村</p> <p>市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>また、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節～第6節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	<p>第6編 大規模な火事災害対策編</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>1 県 (略)</p> <p>2 市町村</p> <p>(1) 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、<u>要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>(3) 市町村は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節～第6節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	<p></p> <p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第7編 林野火災対策編 (略)</p>	<p>第7編 林野火災対策編 (略)</p>	

■ 福岡県地域防災計画（事故対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第8編 放射線災害対策編 第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 第1 災害情報の収集・連絡 (略) 1～2 (略) 3 市町村 市町村は、事故の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概 括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特 に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であ るため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海 上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力 に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>また、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情 報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動 状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>4 (略) 第2 (略) 第2節～第6節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	<p>第8編 放射線災害対策編 第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 第1 災害情報の収集・連絡 (略) 1～2 (略) 3 市町村 (1) 市町村は、事故の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に 関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡す るものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の 検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかか わらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった 者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集 に努めるものとする。 (2) 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、 <u>関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u> (3) 市町村は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収 集及び画像情報利用による被害規模の把握を行うとともに、県 に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援 の必要性等を連絡する。</p> <p>4 (略) 第2 (略) 第2節～第6節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>